第百三十五条第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に「、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加え、「、施設サービス」を「、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス」に改め、同条第四項中「特例居宅介護サービス費の支給」の下に「、地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

第百四十五条第一項ただし書中「特例居宅介護サービス費の支給」の下に「、地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第十八条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　介護保険に関する事務

（地域保健法の一部改正）

第二十条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第三項」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二十一条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「同条第十五項」を「同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「及び同条第十九項」を「、同条第二十項」に改め、「地域密着型特定施設入居者生活介護」の下に「及び同条第二十二項に規定する複合型サービス」を加え、同条第四項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改め、同条第六項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第十九条第三項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

15　第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行っている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行っている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。

第二十三条　新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になったものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

（地方税法の一部改正）

第二十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第四号の九及び第三百四十八条第二項第十号の五中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同項第十号の八中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第二十五条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第五条第一項第三号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同項第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第十二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「、施設介護サービス費（」を「、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に、「が介護保険法」を「が同法」に、「施設介護サービス費若しくは」を「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特例居宅介護サービス費」の下に「、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

第八十七条の五第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に「、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十七条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第百十六条の二第一項第六号中「特定施設」の下に「（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」を加え、「同条第二十二項」を「同法第八条第二十四項」に改める。